

始良中央地区合併協議会 第34回会議



平成17年4月21日(木) 午後1時30分

国分シビックセンター 多目的ホール

第 34 回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 17 年 4 月 21 日（木）午後 1 時 30 分
場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告 1
 - ・ 市町の廃置分合決定通知書・決定書・官報の写し 3
 - ・ 定期監査結果報告書 6
- 4 議 事
(報告事項)
 - (1) 報告第 22 号 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について 8
 - (2) コミュニティ検討委員会について 16
 - (3) 指定金融機関等について 20
- 5 その他
 - ・ 伊佐北始良環境管理組合未来館施設状況について 24
 - ・ 次回の会議日程等について
- 6 閉 会

<配付資料>

- ・ 第 34 回会議資料
- ・ 報告第 22 号 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について
- ・ コミュニティ検討委員会について

<次回の協議会の開催日程>

第 35 回協議会は、**5 月 20 日（金）午後 2 時 30 分**から国分シビックセンター多目的ホールで開催する予定です。

諸 般 の 報 告（協議会の行事や事務局の動き）第34回協議会

期 日	内 容	備 考
3月17日 (木)	第33回協議会 13:30 多目的ホール 農業委員会会長・代理・局長会議 10:00 国分市 商工分科会 13:30 国分市 耕地分科会 13:30 隼人町	総務班 調整班
3月18日 (金)	総務分科会 9:30 国分市 男女共同参画分科会 13:30 国分市 消防防災分科会 15:00 国分市	調整班
3月22日 (火)	幼稚園分科会 14:00 国分市 農業分科会 15:00 溝辺町	調整班
3月23日 (水)	社協分科会 10:00 隼人町 建築住宅分科会 13:30 国分市 環境保全分科会 9:00 霧島町 児童福祉分科会 13:30 隼人町 財政分科会 10:00 国分市 学校給食分科会 14:00 隼人町	
3月24日 (木)	第36回幹事会 13:30 多目的ホール 人事分科会 9:30 国分市 高齢者福祉分科会 9:00 隼人町 総務分科会 13:30 国分市 地域情報分科会 13:30 国分市 都市計画分科会 9:00 隼人町	総務班 調整班
3月25日 (金)	廃置分合知事決定書交付式 16:15 県庁 社会福祉分科会 10:00 隼人町 総務専門部会 15:00 国分市 電算システムベンダー打合せ 13:30 国分市	総務班 調整班
3月28日 (月)	平成16年度定期監査 9:00 703 会議室	総務班
3月29日 (火)	教育専門部会 9:30 溝辺町 開発公社分科会 15:30 隼人町 観光分科会・専門部会 9:30 牧園町 監査分科会 13:30 国分市 財産管理分科会 13:30 国分市 土木分科会 15:00 国分市	調整班
3月30日 (水)	廃置分合総務大臣告示 人事分科会 9:30 国分市 環境保全分科会 9:30 霧島町 建築住宅分科会 13:30 国分市 学校給食分科会 14:00 隼人町 総務分科会 13:30 国分市 電算分科会 13:30 国分市	調整班
3月31日 (木)	総務課長・消防担当者・消防団長会 15:00 国分市 健康分科会 13:30 国分市	調整班
4月1日(金)	霧島市開設作業体制へ移行（新事務局職員辞令交付式）	全 班
4月6日 (水)	環境衛生分科会 9:30 霧島町 建築住宅分科会 13:00 国分市	生保福班 建 水 班
4月7日 (木)	第1回霧島市市章検討小委員会 13:30 701・702 会議室 保育所分科会 13:30 国分市	総消議班 生保福班
4月11日 (月)	児童福祉分科会 13:30 隼人町 消防防災分科会 13:30 国分市	生保福班 総消議班
4月12日 (火)	学校教育分科会 9:30 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町 社会教育（視聴覚）分科会 9:30 国分市 社会福祉（社協）分科会 9:30 隼人改善センター	教 育 班 生保福班
4月13日 (水)	社会福祉（高齢者福祉）分科会 9:00 隼人町 環境衛生分科会 9:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 国分市 水道分科会施設研修 9:00 隼人・牧園・横川・溝辺	生保福班 建 水 班 教 育 班 建 水 班
4月14日 (木)	第37回幹事会 13:30 多目的ホール 社会福祉分科会 9:30 国分市 水道分科会施設研修 9:00 国分・福山・霧島 下水道分科会 13:30 国分市	総消議班 生保福班 建 水 班

4月15日 (金)	社会福祉（高齢者福祉）分科会 13：30 隼人町 土木分科会 14：00 隼人町 企画広報分科会 13：30 国分市 保健福祉部会（健康増進）13：00 国分市 社会教育（図書館）分科会 13：30 国分市	生保福班 建 水 班 企 画 班 生保福班 教 育 班
4月18日 (月)	財政（税務）専門部会 13：30 隼人町 消防防災分科会（消防関係） 9：30 国分市 学校教育(給食)分科会 13：30 隼人町 社会福祉分科会（養護施設）13：30 隼人町 企画広報分科会（地域情報）14：00 国分市	財 政 班 総消議班 教 育 班 生保福班 企 画 班
4月19日 (火)	学校教育（総務）分科会 9：30 溝辺町 環境衛生分科会 9：30 霧島町 企画広報分科会 9：30 国分市 議会分科会 13：30 国分市 社会教育分科会 13：30 溝辺町 社会福祉分科会（社協）13：30 国分市 財政分科会 13：30 国分市	教 育 班 生保福班 企 画 班 総消議班 教 育 班 生保福班 財 政 班
4月20日 (水)	社会教育（文化財）分科会 9：30 国分市役所 児童福祉分科会（保育所）13：30 国分市 商工観光分科会（観光）13：30 牧園町 保険年金(国民年金)分科会 13：30 国分市 学校教育分科会 13：30 国分市	教 育 班 生保福班 産 経 班 生保福班 教 育 班
4月21日 (木)	第34回協議会 13：30 多目的ホール	総消議班

<今後の予定>

4月22日 (金)	建築住宅分科会 13：30 国分市 農林水産（農政）分科会 13：30 国分市 農林水産（畜産）分科会 13：30 国分市 農林水産（耕地）分科会 9：30 国分市 農林水産（林務）分科会 9：30 国分市 消防防災分科会 9：30 国分市 社会教育（図書館）分科会 13：30 国分市 監査分科会 15：00 国分市 国保業務担当者会 16：00 国分市	建 水 班 産 経 班 総消議班 教 育 班 総消議班 生保福班
4月25日 (月)	児童福祉分科会（児童）13：30 隼人町 健康増進分科会 13：30 国分市 商工観光分科会（商工）13：30 国分市	生保福班 産 経 班
4月26日 (火)	企画広報分科会（地域情報）13：30 国分市 社会教育分科会 13：30 溝辺町 企画広報分科会（企画）13：30 国分市	企 画 班 教 育 班 企 画 班
4月27日 (水)	社会教育（文化財）分科会 9：30 国分市	教 育 班
4月28日 (木)	第38回幹事会 13：30 多目的ホール 都市整備分科会 9：30 隼人町 水産分科会 9：30 国分市	総消議班 建 水 班 産 経 班
5月20日 (金)	第35回協議会 14：30 多目的ホール	総消議班

地 第 1683 号
平成17年 3月 9日
(地 方 課 扱 い)

国	分	市	長	}	殿
溝	辺	町	長		
横	川	町	長		
牧	園	町	長		
霧	島	町	長		
隼	人	町	長		
福	山	町	長		

鹿児島県知事 伊 藤 祐 一 郎



市町の廃置分合の決定について（通知）

このことについて、別添のとおり決定したので通知します。

連絡先 地方課行政係 担 当：橋 本 T E L：099-286-2228
--

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、
平成17年11月7日から国分市、始良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧
園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、それらの区
域をもって霧島^{きりしまし}市を設置する。

平成17年3月9日

鹿児島県知事 伊 藤 祐 一 郎



厚生労働省
農林水産省令第一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律
(平成十一年法律第四十二号) 及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)を実施するため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宜伸
経済産業大臣 中川 昭一

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令の一部を改正する省令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令(平成十六年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

「開示請求手数料」を「開示請求等に係る開示請求手数料」に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」に改める。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省
農林水産省令第二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五十八号)を実施するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する個人情報に係る開示請求の手続に関する省令を次のように定める。
平成十七年三月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宜伸
経済産業大臣 中川 昭一

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する個人情報に係る開示請求の手続に関する省令

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関、部局又は機関(以下「行政機関等」という)が保有する個人情報に係る開示請求を行う者は、当該開示請求に係る書面に、当該開示請求に係る手数料(以下「手数料」という)の納付を証明する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する省令(平成十三年財務省令第十号)別紙書式の納付書・領収証書を添付しなければならない。ただし、行政機関等の事務所のうち行政機関の長が指定した事務所において手数料を現金で納付した場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)
この省令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

○経済産業省令第三十七号
計量法(平成四年法律第五十一号)の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月三十日

計量法施行規則の一部を改正する省令
計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

附 則

八 記憶素子その他の記録媒体への運賃計算に係る設定値の書き込み及び当該記憶素子その他の記録媒体の取替え
二 印字装置の補修又は取替え
附 則
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

告 示

○総務省告示第三百七十四号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって宮古市を設置する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年六月六日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年三月三十日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第三百七十五号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、岩手郡西根町、同郡安代町及び同郡松尾村を廃し、その区域をもって八幡平市を設置する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年九月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年三月三十日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第三百七十六号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、遠野市及び上閉伊郡宮守村を廃し、その区域をもって遠野市を設置する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年三月三十日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第三百七十七号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町及び同郡吹上町を廃し、その区域をもって日置市を設置する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年五月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年三月三十日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第三百七十八号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、曾於郡大隅町、同郡財部町及び同郡末吉町を廃し、その区域をもって曾於市を設置する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年七月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年三月三十日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第三百七十九号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、肝属郡内之浦町及び同郡高山町を廃し、その区域をもって同郡肝付町を設置する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年七月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年三月三十日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第三百八十号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、国分市、始良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町及び同郡福山町を廃し、その区域をもって霧島市を設置する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十一月七日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年三月三十日

総務大臣 麻生 太郎

平成 17 年 3 月 28 日

始良中央地区合併協議会

会長 鶴 丸 明 人 殿

監査委員 大人一平



監査委員 梶原茂信



定 期 監 査 結 果 報 告 書

始良中央地区合併協議会規約第 17 条の規定に基づき、平成 16 年度始良中央地区合併協議会の定期監査を下記の通り実施したので、その結果を報告します。

記

1、監査の日時及び場所

平成 17 年 3 月 28 日（月）午前 9 時から午後 1 時 30 分まで
国分市シビックセンター行政棟 703 会議室

2、監査関係書類等

- | | |
|--------------------|------------|
| ・平成 16 年度事業計画及び予算書 | ・時間外勤務の状況 |
| ・職員の配置及び事務分担表 | ・収入支出等の帳簿類 |
| ・予算の執行状況 | ・出張命令簿 |
| ・事務事業の実施状況 | ・出勤簿、年休簿 |
| ・委託契約の実施状況 | ・その他関係書類 |
| ・契約関係書類 | |

3、監査の結果

平成 17 年 2 月 28 日現在における平成 16 年度始良中央地区合併協議会会計の執行状況等について、事務局職員立会いのうえ、提出された書類に基づき定期監査を実施した。

会計処理は、始良中央地区合併協議会財務規程に従い執行されており、財務諸表、関係帳票及び証拠書類等を審査・照合した結果、事務執行が概ね適正に処理されていることを認めた。

以上

平成 17 年 3 月 22 日

始良中央合併協議会

会長 鶴 丸 明 人 殿

監査委員 馬渡 亘



監査委員 永崎泰弘



決 算 審 査 意 見 書

始良中央合併協議会財務規程第 9 条の規定により、平成 16 年度始良中央合併協議会歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査したので、下記の通りその結果を報告します。

記

1、審査の日時及び場所

平成 17 年 3 月 22 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで
国分市シビックセンター行政棟 703 会議室

2、審査関係書類等

- | | |
|-----------------------|------------|
| ・平成 16 年度歳入歳出決算書及び附属書 | ・時間外勤務の状況 |
| ・職員の配置及び事務分担表 | ・収入支出等の帳簿類 |
| ・予算の執行状況 | ・出張命令簿 |
| ・事務事業の実施状況 | ・出勤簿、年休簿 |
| ・委託契約の実施状況 | ・その他関係書類 |
| ・契約関係書類 | |

3、審査の結果

平成 16 年度始良中央合併協議会歳入歳出決算書、附属書及び関係書類等について、事務局担当職員の立会いを求め決算審査を実施した。

収入支出の手続は、始良中央合併協議会財務規程で国分市の例により行われており、これに基づき、財務諸表、関係帳票及び証拠書類等を審査・照合した結果、会計事務については適正に執行されていることを認めた。

決算の状況は、歳入決算額 27,060,177 円、歳出決算額 7,077,513 円となっており、歳入から歳出を差引いた決算剰余金は 19,982,664 円となっている。歳入は、預金利子収入 177 円を除き構成市町の負担金 27,060,000 円で構成されており、その全額が収納されている。また、歳出予算総額に対する執行率は 26.2%であるが、これは、平成 16 年 11 月 25 日に始良中央地区合併協議会が再開されたことにより、同日以降、一部を除き支出が発生しなかったことによるものである。

契約関係事務についても、起案から契約締結、成果品等の収納まで適正な事務執行がなされていることを確認した。

その他軽微な事務処理上の指摘については、口答で修正指示を行った。

以上。

霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について

霧島市市章検討小委員会の第 1 回会議を 4 月 7 日に開催したので、霧島市市章検討小委員会設置規程第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成 17 年 4 月 21 日提出

始良中央地区合併協議会
霧島市市章検討小委員会
委員長 林 麗子

記

別紙、第 1 回霧島市市章検討小委員会協議報告書のとおり

第 1 回霧島市市章検討小委員会協議報告書

開催日時 平成 17 年 4 月 7 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
開催場所 国分シビックセンター行政棟 7 階 701・702 会議室
出席委員 委員 15 名全員出席

1 役員選出について

役員選出については、霧島市市章検討小委員会規程第 5 条の規定により、委員の互選の結果、次のとおり決定した。

○委員長 林 麗子（広域枠：学識経験者）

○副委員長 宮田揮彦（霧島町：学識経験者）

2 小委員会の所掌事項について

小委員会の所掌事項については、協議会から付託された事項の(1) 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町が合併した場合における霧島市市章候補の募集及び選定に関すること。(2) その他、新市の市章選定に関し必要な事項、について確認した。

3 霧島市市章候補募集要項について

霧島市市章候補募集要項（案）及び応募用紙（案）について事務局から説明を受け、協議を行った結果、「募集期間は平成 17 年 5 月 1 日から 6 月 20 日までの 51 日間」とし、第 9 条に「応募作品は目的以外には使用しないこと。」を挿入する。また、応募用紙に「※記載事項は、目的以外には使用しません。」を附記することとし、霧島市市章候補募集要項及び応募用紙については、次のとおり決定した。

霧島市市章候補募集要項

（目的）

第 1 条 この要項は、国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町の 1 市 6 町が合併して誕生する霧島市（以下「新市」という。）の市章を募集して、新市の基本理念である「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」にふさわしい未来への発展性、創造性のあるデザインの市章候補を選定することを目的とする。

（募集する市章）

第 2 条 募集する市章は、次のとおりとする。

- (1) 新市の基本理念である「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」にふさわしい未来への発展性、創造性のある市章とする。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインとする。
- (3) 用紙の地色を含め 4 色以内とする。ただし、モノクロでの使用もできるように考慮し、グラデーション（ぼかし、濃淡）で表わした作品は不可とする。

(4) 自作の未発表作品とする。

(募集方法)

第3条 募集方法は公募とする。

(応募方法等)

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

(1) 応募資格は問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とする。

(2) 募集期間は、平成17年5月1日から6月20日(51日間)とする。

(3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示する。用紙1枚につき1作品とする。

(4) 応募に当たっては、①住所、②氏名(ふりがな)、③年齢、④性別、⑤電話番号、⑥デザインの趣旨(無記入は無効)、⑦デザインを用紙に記載する。(③年齢、④性別は省略可)

(5) 応募は、持参又は封書による郵送(当日消印有効)とする。

(6) 応募先は、始良中央地区合併協議会(以下「協議会」という。)事務局とする。

(周知の方法)

第5条 新市の市章候補募集については、ホームページ、協議会だより、募集チラシ、市町広報誌等で周知する。

(選定方法)

第6条 応募された作品は、霧島市市章検討小委員会(以下「小委員会」という。)において、採用候補作品を選考し、協議会において選定する。

(賞金)

第7条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞状及び賞金を贈呈する。

最優秀賞(採用作品) 1点 賞金 30万円

優秀賞 4点以内 賞金 3万円

(結果発表)

第8条 広報・ホームページ等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。

(著作権等)

第9条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権限は、協議会及び新市に帰属する。

(2) 応募作品は、返却しないものとし、目的以外には使用しない。

(3) 採用作品の使用にあたっては、作品に若干の修正を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

(その他)

第10条 その他、新市の市章候補の選定に関し必要な事項については、小委員会で別に定める。

霧島市「市章」デザイン応募用紙（案）

①ご住所 〒	—
ふりがな	
②お名前	(③年齢 歳) (④ 男・女)
⑤電話番号 ()	—

⑥デザインの趣旨（無記入は無効）

天

⑦デザイン

地

※記載事項は、目的以外には使用しません。

4 霧島市市章候補作品選考基準について

霧島市市章候補作品選考基準（案）について事務局から説明を受け、協議を行った結果、提案どおり決定した。

霧島市市章候補作品選考基準

1 選考基準（霧島市市章候補募集要項第2条）

- (1) 霧島市の基本理念である「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」にふさわしい未来への発展性、創造性のある市章デザインであること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内であること。
なお、モノクロでの使用もできるように考慮し、グラデーション（ぼかし、濃淡）で表わした作品は不可とする。
- (4) 自作の未発表作品であること。

2 選考方法（手順）

- (1) 応募作品の中からアドバイザー（専門家）による新市市章候補（30～50点程度）の絞込みを行う。（一次選定）
- (2) 小委員会は、(1)の新市市章候補（30～50点程度）の中から20点程度に絞込み、その結果を協議会に報告する。（二次選定）
- (3) 更に、小委員会は(2)の新市名章候補（20点程度）の中から、採用候補作品5点程度を選定し協議会に報告する。（三次選定）
- (4) 協議会は、(3)の採用候補作品5点程度の中から採用作品1点を決定する。

※ 候補作品の選定にあたっては、必要に応じて専門家の意見を聞くことができる。

3 応募作品の修正

- (1) 応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

5 小委員会の市章候補選定スケジュールについて

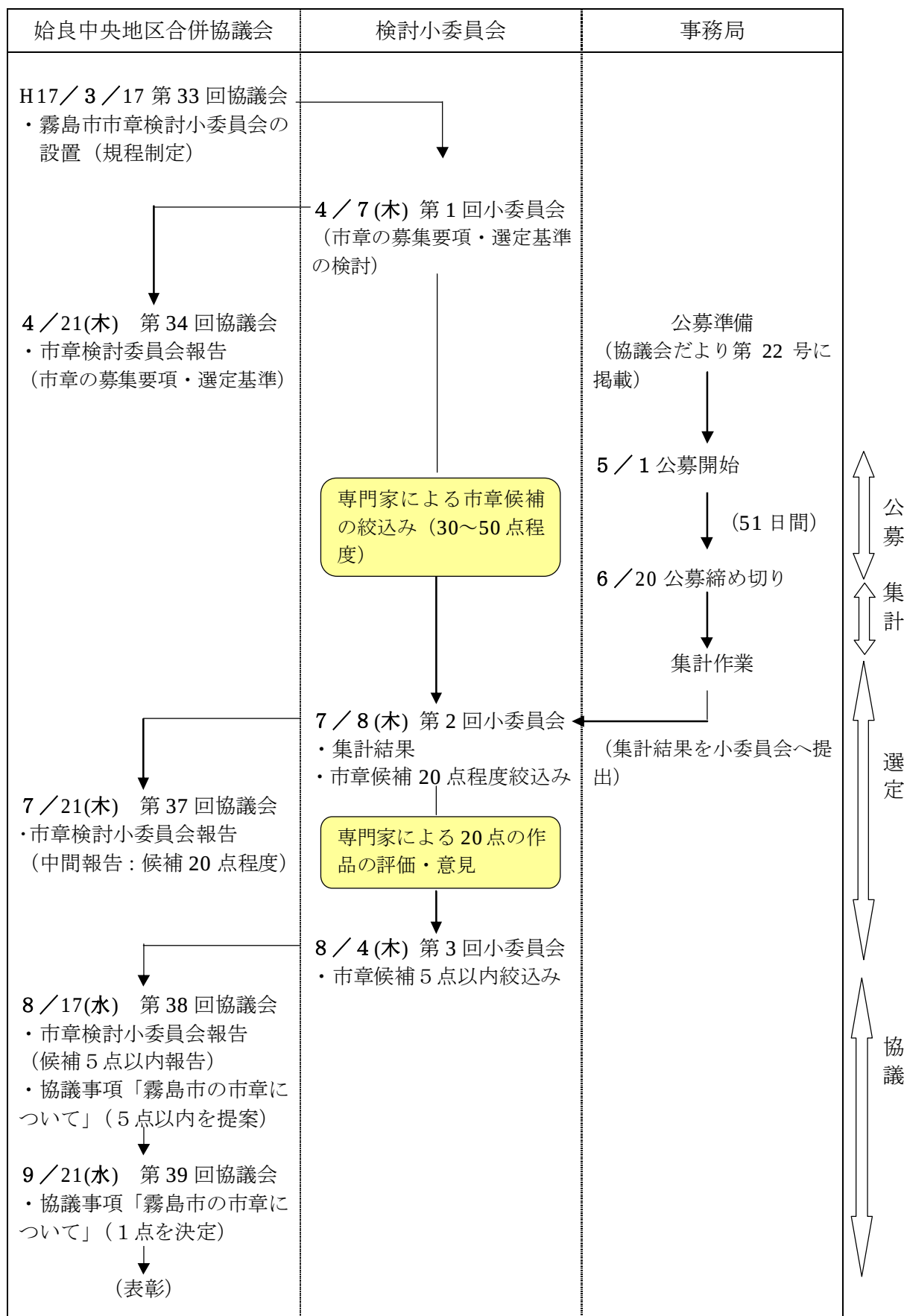
市章候補募集期間、集計作業、作品選考期間などを考慮して、小委員会の市章候補選定スケジュールについて協議した結果、次のとおり決定した。

小委員会の市章候補選定スケジュール

開催日	回 数	協議内容
平成 17 年 4 月 7 日	第 1 回小委員会	・ 役員の選出について ・ 小委員会の所掌事項について ・ 市章候補募集要項について ・ 市章候補作品選考基準について ・ 小委員会の市章候補選定スケジュールについて ・ 市章候補選定の全体スケジュールについて 小委員会の協議決定事項を 4 月 21 日開催の第 34 回協議会に報告する。 募集広報 ・ 新聞、ホームページ掲載 ・ 協議会だより第 22 号に掲載（5／10 発行） 募集期間 ・ 5 月 1 日から 6 月 20 日まで（51 日間） 集計作業 ・ 6 月 21 日から 7 月 6 日まで（16 日間） アドバイザー（専門家）による市章候補の絞込み作業（30～50 点程度）を集計作業の期間中に実施する。
平成 17 年 7 月 8 日	第 2 回小委員会	・ 応募作品集計結果の報告 ・ 市章候補 20 点程度絞込み 小委員会の協議結果を 7 月 21 日開催の第 37 回協議会に報告する。
平成 17 年 8 月 4 日	第 3 回小委員会	・ 市章候補 5 点以内絞込み 小委員会の協議結果を 8 月 17 日開催の第 38 回協議会に報告する。

6 霧島市市章候補選定の全体スケジュールについて

市章検討小委員会のスケジュールを基に、協議会への小委員会の協議経過報告、協議会での審議、採用作品の決定等を考慮し、協議の結果、市章候補選定の全体スケジュールについて、次のとおり決定した。



7 協議会への報告について

小委員会の協議経過及び結果については、小委員会設置規程第9条により、随時協議会に委員長が報告することを確認した。

8 次回の会議日程について

第2回小委員会は、平成17年7月8日に開催することを確認した。

以上、霧島市市章検討小委員会の報告とします。

平成17年4月21日

始良中央地区合併協議会
霧島市市章検討小委員会
委員長 林 麗子

コミュニティ検討委員会について

1 目 的

平成16年3月に策定した「新市まちづくり計画」に掲げる「住民参画の都市づくり」を、新市誕生後、円滑かつ効果的に推進していくため、1市6町の代表者からなる「コミュニティ検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、新市の住民自治活動の基本理念や住民自治を推進する諸施策の方向性について調査・検討・意見提案を行うことにより、新市のコミュニティ施策の構築・推進に寄与するとともに、新市の総合計画策定に意見反映させる。

2 所掌事項

先進地研修の実施により、住民参画のまちづくりに対する意識高揚と意識統一を図る。また、新市において策定される「コミュニティ指針」の素案やコミュニティ組織に対する行政の支援制度について、行政側で構成するコミュニティ調整会議（企画・総務・社会教育の係長等）と意見交換しながら検討を行い、様々な観点からパブリックコメント的な意見として提案を行う。

(1) 住民参画のまちづくりへの意識統一

1市6町における各地域の地域まちづくりに対する考え方やその取組みは、地域ごとに温度差があるため、先進地（県外自治体、国分市、霧島町等）の事例を研修することにより、住民参画のまちづくりに対する機運を高めるとともに、これらに対する意識統一を行う。

(2) コミュニティ指針の素案について

活力ある個性豊かなコミュニティの形成を目指し、市民相互の協力と連帯、さらに市民と行政との協働（パートナーシップ）によるまちづくりを推進するための基本的な考え方を示す「新市コミュニティ指針」の素案について検討する。

(3) コミュニティ組織に対する行政の支援について

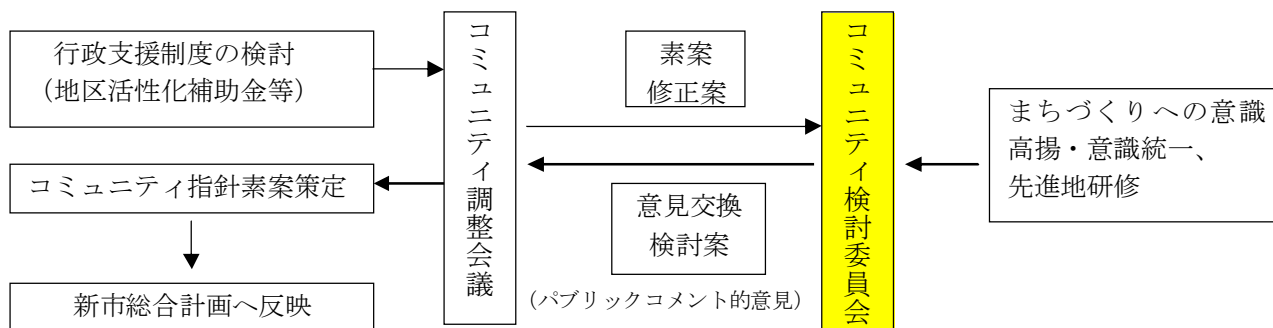
始良中央地区合併協議会において「合併までに制度を新設・統一する」とされた各種補助制度（事業）と、新市まちづくり計画（基本計画）の主要施策（事業）との整合性を図るとともに、これらの制度（事業）をツールとしたコミュニティ組織に対する行政支援のあり方について検討する。

3 委員構成

委員は、市民代表（各市町4名ずつ：自治会代表、商工青年部代表、フォーラム代表等）の28名とし、1市6町の首長の推薦を受けて選出する。

コミュニティ検討委員会 スケジュール（案）

時期	内 容	備 考
4 月	委員選出	
5 月	・委員会設置、役員選出、スケジュール協議、講演（講師） ・住民参画のまちづくりの事例（先進地、国分市、霧島町のまちづくり）検証 とコミュニティ指針（素案）の検討 ・先進地研修（例：熊本県宮原町、合志町等）	委員会 2 回 研修会 1 回
6 月	コミュニティ指針（素案）の検討・取りまとめ、行政支援制度の検討	委員会 2 回
7 月	行政支援制度の検討	委員会 2 回
8 月	コミュニティ指針（素案）と行政支援制度の最終調整	委員会 1 回
9 月	幹事会、合併協議会へ活動結果の報告	



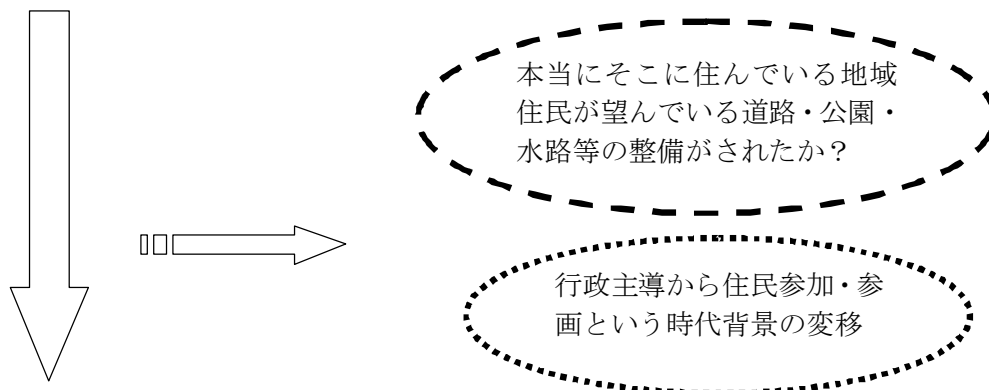
コミュニティ施策(住民参画のまちづくり事業)比較一覧

	国分市	霧島町
事業名	地域まちづくり支援事業	地域振興計画策定支援事業
要綱・要領	地域まちづくり支援事業実施要領	霧島町まちづくり推進要綱
事業目的	地域住民が主体となって、地域の特色を生かし、独自の「テーマ」や「目標」を設定し、その実現に向けて、住民がお互いに知恵を出し合い、活力ある個性豊かな地域づくりを進める地区を支援する。 「まちづくり目標」の実現に向けて、住民自ら考え、地域の特性を生かしたユニークな事業（ソフト事業）に対して助成を行う。	地域のことは地域が自ら選択し、決定するという地域の主体性と責任に基づく自立したまちづくりを目的とし、「自分たちが住む地域は自分たちでつくる」という自治意識を浸透させ、その実践を推進するために地域振興計画を策定及び実施する地区を支援するために補助金を交付する。 ●まちづくりふれあい情報銀行：各地区をまちづくり支店に位置づけ各地区の情報交換を行う。 ●霧島町まちづくり委員会：各種まちづくり団体（フォーラム）情報交換やイベントの連携
事業主体	地区公民館（25 地区の自治会組織）	地区公民館単位を基本（11 地区の地区公民館）
事業期間	平成 9 年度から実施	平成 13 年度から平成 17 年度
事業実施状況	・「まちづくり計画書」（前期 5 カ年）24 地区公民館で（H9～H14 年度）作成済 ・「まちづくり計画書」（後期 5 カ年）の見直し 24 地区公民館（H15～H19 年度）	・地域振興計画の策定 9 地区公民館で作成済（H14～H15 年度） ・事業の実施：5 地区（H15、H16 年度） ・事業実施予定：1 地区（H17 年度）
事業内容	1 年目：地域の現状分析（組織づくり《まちづくり研究会》とリーダー選出、地域マップ作成、現状と課題の整理） 2 年目：まちづくり計画書作成（10 年後に目標設定）行政との役割分担の仕分け 3 年目以降：まちづくり計画書の内容の実施（ユニークなソフト事業と住民が行うまちづくり事業） 5 年目：まちづくり計画書の見直し ・リーダー定例会（年 4 回程度） ・まちづくり計画書発表会（年 1 回）	H13 年度：「地域振興計画」策定の趣旨説明、組織づくり（リーダー育成）に向けてまちづくり研修（18 回）とリーダーの先進地研修（2 回、78 名） H14 年度：まちづくり研修、リーダー研修（東京 12 名）、研修報告会、まちづくり情報銀行、まちづくり委員会設置点検マップ作成と計画策定に着手 H15 年度：地域振興計画策定、事業実施に着手 ・まちづくり銀行会議（年 2 回程度） ・霧島町まちづくり委員会（必要に応じ随時）
補助率及び限度額	①地域の現状分析： } 定額 10 万円 ②まちづくり計画書作成： } ③計画書の見直し：定額 5 万円 ④住民が行うまちづくり事業：限度額 50 万円	①地域振興計画策定：定額 10 万円＋自己資金 ②研修のバス借上料：上限 8 万円 ③事業実施：上限 300 万円（1 戸当り 15 千円） 補助率 3/4 以内＋自己資金
審査会	まちづくり事業審査会（関係課長）	地域振興計画選考委員会（助役、関係課長）
事業実績	H12：ウォーキング大会（全体 157 千円、補助金 100 千円） H13：歴史探訪の路創作と歩こう会、他 2 件（全体 554 千円、補助金 300 千円） H14：ふるさと祭り、たんぼゴルフ大会、天降川ウォーキング大会、他 4 件（全体 972 千円、補助金 585 千円） H15：松木夏祭り、魚のつかみ取り、他 8 件（全体 1,534 千円、補助金 900 千円） H16：ふるさと祭り、史跡めぐり及び城山登山エコマネーとサロン、他 7 件（全体 1,809 千円、補助金 975 千円）	H14：地域振興計画策定 5 地区（補助 500 千円）地域点検マップと計画書作成 H15：地域振興計画策定 4 地区（補助 400 千円）地域点検マップと計画書作成 地域振興計画実施事業 1 地区 運動公園整備事業：2,800 千円（補助金 1,725 千円、自己資金 1,075 千円） H16：地域振興計画実施事業 4 地区 ①足湯建設事業：1,120 千円（補助 450 千円、自己 150 千円、材料補助 520 千円）、 ②公園造成事業 742 千円（補助 556 千円、自己 186 千円）③地域情報伝達無線システム 7,514 千円（補助 2,385＋県 3,005 千円、自己 2,124 千円）④桜の植樹・看板設置 150 千円（補助 120 千円、自己 30 千円）
支援体制	まちづくり研究会サポーターチーム（市職員）	まちづくり支店サポーター（町職員）

《地域まちづくり支援事業(国分市)、地域振興計画策定支援事業(霧島町)の背景・流れ》
国分市と霧島町の既存の支援事業の共通点

地域まちづくり支援事業、地域振興計画策定支援事業を行った背景・・・かつての現状

- ・一部の団体や個人の意見や要望をもとに、道路等の補修等が行われる場合があった。
- ・行政主導で生活環境整備（道路・公園整備等）が行われていた。



地域住民によるまちづくりの支援(地域に対する愛着や誇りが増す)

1. 話し合いの場、組織づくり（地区公民館単位）・・・地域リーダーの育成、選出
2. 地域の現状と課題分析（地域の課題や魅力）・・・地域点検マップ等の作成、住民へのアンケート調査の実施
3. 地域づくりの提案（行政と住民の役割分担を明確にする）
 - ①地域（住民）が自ら行う事業
 - ②地域（住民）と行政が協働で行う事業
 - ③行政が行う（行ってもらいたい）事業
4. 地域のまちづくり目標（将来ビジョン）の設定 } ・・・まちづくり計画書作成
5. 課題解決の検討 } 計画書の見直し作業

*協力・支援・連携
*補助金の交付

*アドバイス、助言
*情報提供（共有）

行政によるまちづくりへの支援

1. 地域まちづくり支援事業実施要領、まちづくり推進要綱の制定
2. 地域まちづくり支援事業、地域振興計画策定支援事業の実施
3. 市、町職員によるサポート
4. 報告会、発表会の開催

1市6町での支援事業の調整点

新市(霧島市)のまちづくり・・・新市まちづくり計画書

- 新市に引き継ぎ国分市及び霧島町の例を参考に、合併までに統一した制度を構築
- ◎1市6町間でまちづくりについて温度差がある。→自治会組織の構築とまちづくりへの意識統一(コミュニティ検討委員会において先進地研修と指針案の検討【パブリックコメントの意見】)
- 1. 住民参画(案): 地域まちづくり支援事業、地区まちづくり推進体制整備事業等
- 2. 行政支援(案): 地区活性化補助金、各種施設整備補助金等

幹事会に置く組織

担当：企画班

コミュニティ調整会議

①	所掌事務	・コミュニティ指針案の検討、コミュニティ検討委員会の会議運営に関すること。 ・まちづくり支援事業及びまちづくり関係補助金に関すること。 ・地域審議会の調整及び設置準備会に関すること。
②	会議委員	〔関係市町〕 企画、総務、社会教育担当補佐・係長等 〔分科会〕 総務、企画広報、社会教育分科会長等 〔事務局〕 企画班、総務消防議会班、教育班
③	座 長	委員の互選
④	付属組織	コミュニティ検討委員会

コミュニティ検討委員会

①	所掌事務	・先進地研修、事例研修等を通して住民参画のまちづくりへの意識統一を行う。 ・住民参画のまちづくり基本構想、まちづくり支援事業、まちづくり関係補助金及びコミュニティ指針案に対してコミュニティ調整会議が示す素案について意見交換し、パブリックコメント的に意見を提案してもらい整理する。
②	会議委員	〔コミュニティ検討委員会〕 市民代表（自治会等の代表）28名 〔分科会〕 総務、企画広報、社会教育分科会長等 〔事務局〕 企画班、総務消防議会班、教育班
③	座 長	委員の互選 ※必要に応じて準備会、幹事会、協議会に報告
④	付属組織	コミュニティ調整会議

指定金融機関等の取扱いについて

指定金融機関等の取扱いについて、平成 16 年 3 月 11 日協議決定された調整方針に基づき下記のとおり調整したので報告する。

新市の指定金融機関については、「あいら農業協同組合」を指定することとする。
また、新市の収納代理金騒機関については、あいら農業協同組合を除く現在の 1 市 6 町において指定している金融機関に対し、指定について働きかけを行っていくこととする。

平成 17 年 4 月 21 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

※平成 16 年 3 月 11 日決定された調整方針

指定金融機関等については、合併までに調整する。

指定金融機関等の取扱いについて

1 1市6町の指定金融機関等の指定状況

構成市町名	指定金融機関	収納代理金融機関
国 分 市	(株)鹿児島銀行	南日本銀行(株)国分支店、宮崎太陽銀行(株)国分支店、鹿児島信用金庫国分支店、鹿児島相互信用金庫国分支店、鹿児島県信用組出国分支店、あいら農業笛同組合、収納代理日本郵政公杜国分郵便局
溝 辺 町	あいら農業協同組合	(株)鹿児島銀行加治木支店、同鹿児島空港出張所、鹿児島県信用組合加治木支店、収納代理日本郵政公杜溝辺郵便局
横 川 町	あいら農業協同組合	(株)鹿児島銀行横川支店、鹿児島信用金庫栗野支店、収納代理日本郵政公杜横川郵便局
牧 園 町	(株)鹿児島銀行	鹿児島信用金庫、あいら農業協同組合、収納代理日本郵政公杜牧園郵便局
霧 島 町	あいら農業協同組合	(株)鹿児島銀行国分支店、収納代理日本郵政公杜霧島郵便局
隼 人 町	(株)鹿児島銀行	南日本銀行(株)隼人支店、鹿児島信用金庫隼人支店、鹿児島相互信用金庫隼人支店、鹿児島県信用組合隼人支店、あいら農業協同組合、収納代理日本郵政公杜隼人郵便局
福 山 町	あいら農業協同組合	(株)鹿児島銀行国分支店、鹿児島県信用漁業組合連合会垂水支店、収納代理日本郵政公杜福山郵便局

2 指定金融機関等の選定の経過

15年11月19日 出納分科会

指定金融機関選定のためのアンケートの質問項目の整理検討。

12月 アンケートの送付・回収

現在構成市町が指定している金融機関(鹿児島銀行・JA あいら)へ

16年2月4日 分科会・収入役会合同会議

アンケート結果の報告

3月11日 合併協議会

指定金融機関等についての調整方針を承認

11 月 10 日 出納分科会

指定金選定等の作業スケジュールの作成

12 月 22 日 出納分科会

アンケートの結果をうけて、ヒアリングを実施することに決定。ヒアリングの実施方法を検討

17 年 1 月 19 日 指定金融機関ヒアリング

鹿児島銀行・あいり農業協同組合のヒアリングを実施

1 月 24 日 出納分科会

分科会においてヒアリング結果の検討

2 月 2 日 出納分科会

分科会においてヒアリング結果の検討

2 月 9 日 分科会・収入役会合同会議

首長会へ報告する項目について協議

4 月 7 日 指定金融機関選定に伴う収入役会開催

再度鹿児島銀行・あいり農業協同組合のヒアリングを実施。首長会へ報告する項目について協議

4 月 11 日 首長会開催

収入役会からこれまでの協議経過の報告を受け協議

4 月 19 日 首長会開催

新市の指定金融機関として全会一致で「あいり農業協同組合」を選定

3 あいり農業協同組合を指定金融機関に選定した理由等

これまで管内の指定金融機関として、円滑に公金取扱業務を行ってきた㈱鹿児島銀行とあいり農業協同組合はともに、安全性、信頼性、確実性、迅速性などの新市の指定金融機関としての能力を十分備えているものと認められ、また、㈱鹿児島銀行については、新鹿児島市及び薩摩川内市の合併を経験し、それらに伴う事務をスムーズに処理した実績があるなど、十分に評価するものであったが、特に、次のことを考慮し、総合的に判断し、あいり農業協同組合を選定するに至った。

- (1) 利益の追求だけではなく地域への利益の還元も図りながら地域密着型の金融機関を目指そうとする姿勢について首長会として評価をしたこと。
- (2) 当面、すべての総合支所にこれまでどおり公金取扱所を設置し職員を派出し、また、窓口開設の時間帯についても、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとすることや、当面、公金取扱手数料について、無償とする対応をすること。

「(株)鹿児島銀行」及び「あいら農業協同組合」の主な項目の特徴

区分	(株)鹿児島銀行	あいら農業協同組合
指定金融機関指定の状況	県、県内全市、7 町（ <u>牧園町、隼人町</u> 、始良町、加治木町、東市来町、伊集院町、志布志町）の指定	農業協同組合としては、県内 33 町の指定。あいら農業協同組合としては、管内 6 町（ <u>溝辺町、横川町、霧島町、福山町</u> 、蒲生町、湧水町）の指定
公金取扱所の開設	本庁、隼人・牧園総合支所のみ行い、他総合支所には行わない。窓口の営業時間は、午前 9 時から午後 3 時までとする。	本庁、すべての総合支所に最低でも 10 年間は職員を配置する。窓口の営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
自己資本比率	平成 15 年 3 月 （単体）13.18%（連結）13.34% ※国内基準（4%以上）、国際基準（8%以上）ともにクリア	平成 15 年 2 月 18.58% ※国内基準（4%以上）、国際基準（8%以上）ともにクリア
窓口収納手数料	霧島市においては、18 年 4 月から 1 件 30 円で考えているが、今後、協議したい。	最低でも 5 年間は、無料とする。
その他の特徴	公募債の受託事務についても従来から研究を重ねてきており、新市の要望に応える体制を構築している。	全国の JA が農林中金の指導の下に機能補完しながら一体的事業運営を行うと伴に経営破綻しない仕組みを構築している（JA バンクシステム）。さらには、新たな取組として、迅速・正確な事務処理による信頼性の向上を目指す JA バンク鹿児島県センター構想がある。
アピールポイント	鹿児島県や県内全市という規模の大きな自治体の指定金融機関業務を引き受けてきた実績に加え、新鹿児島市及び薩摩川内市の合併を経験し、それらに伴う事務をスムーズに処理した実績がある。	新市霧島市におけるあいら農業協同組合の事業展開方策を整理し、新都市にふさわしい取組を行っていく。 利益の追求だけに固執することなく、地域への利益の還元も図りながら、地域密着型の金融機関を目指す。

始良中央合併協議会殿向け資料

伊佐北始良環境管理組合未来館施設状況について

○平成 15 年 4 月 供用開始

・取扱ごみ等

一般ごみ

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

資源ごみ

缶類・ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、ダンボール、雑誌・カタログ、飲料用紙パック、紙製容器包装、布類、生きビン

有害ごみ

蛍光灯、乾電池

特定家庭用機器

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン

処理不適用物

タイヤ、パタリー、マットレス、農機具等

・施設規模

可燃ごみ 40 トン／24 時間×2 炉（80 トン／24 時間）

資源・不燃・粗大ごみ 19 トン/5 時間

○平成 15 年度稼働状況

1 号炉稼働日数 248 日

2 号炉稼働日数 217 日 合計処理量 14,627t

○平成 16 年度稼働状況

1 号炉稼働日数 239 日

2 号炉稼働日数 207 日 合計処理量 13,328t

外部処理委託量 1,880t

1 号炉恒久対策工事 平成 17 年 10 月 16 日～12 月 12 日（58 日間）

2 号炉恒久対策工事 平成 18 年 1 月 17 日～3 月 19 日（62 日間）

工事概要 熱分解ガスライン閉塞対策

ガス化炉断熱材脱落対策

ガス化炉内筒支持ピン補強

その他

○ガス化熔融炉現況について

1 号炉 平成 16 年 12 月 13 日 運転開始
平成 17 年 2 月 19 日 運転停止（年次点検のため）※68 日間運転
平成 17 年 3 月 3 日 運転開始後運転中

2 号炉 平成 17 年 3 月 20 日 運転開始
平成 17 年 4 月 7 日 運転停止（共同企業体より出された粒度選別機改良案実施のため）
平成 17 年 4 月 18 日 運転開始後運転中

溶融処理施設調査特別委員会時資料

1 調査の経過

本委員会は、クボタ・石川島播磨重工業特定建設工事共同企業体により平成 13、14 年度と二ヵ年事業として建設され、平成 15 年 3 月引渡しを受け、平成 15 年 4 月より本格稼動してきた伊佐北始良環境管理組合ガス化溶融処理施設の度重なる不具合による停止と運転を繰り返してきたことの現状を把握し原因と対策、また今後のガス化溶融施設の運営、管理等について調査、検討を進めてきた。

2 調査内容

○ 現地施設内現況視察

平成 16 年 12 月 27 日午後 3 時より溶融処理施設内現況視察調査を実施。

○ 参考人に意見聴取

出席を求めた参考人

クボタ・石川島播磨重工業特定建設工事共同企業体関係者

今後の対応については、クボタ、石川島播磨重工業、全社をあげて取り組んでいく。社運をかけて全精力をこれに傾注して、恒久対策工事も納得いくような形で提示し絶対大丈夫であるという完成品を届ける。地域住民に対しても期待に添えなかったことを重々深く反省し、不具合・トラブルの根本原因を徹底的に究明し、言葉だけではなく誠心誠意解決していく。

これらのことを一生懸命行うということを株式会社クボタ九州支社長を始め出席された参考人より意見聴取した。

○ 特別委員会委員の意見その他

この施設建設にあたっては、地域の方々の大変いろいろな反発があってその中で出来上がった施設である。答弁にあったようなことを確実にしていただきたい。

事務局に対しては、事務局がしっかりすること。管理者にしっかり状況を繋ぐように、など意見が多数出された。

3 委員会としての意見

伊佐郡菱刈町南浦にある「未来館」は、平成 15 年 4 月にオープンし、1 市 5 町によって構成する伊佐北始良環境管理組合で設立されたごみ処理施設である。

ごみ問題については、分別収集を含め行政、佳民一体となって取り組んでいる大変重要な問題である。

この施設は、地域住民の生活に密着した大変貴重な財産であること、未来館の建設、運営にあたっては住民の血税であることの現状を考え、開設以来数十回に及ぶトラブルが発生し、ごみの処理を外部に委託する実情は誠に遺憾であり管理者である菱刈町長及び組合事務局は、このガス化溶融処理施設特別委員会設立の重い意味を認識して今後このような特別委員会が開かれる前に、管理者の責任として企業体と十分協議して問題解決を講じられるべきである。

また、現在稼動し、運営している溶融処理施設においては、当初の設計等を今一度振り返

り、説明を受けたものと、引渡しを受けたものを細部に亘り比較検討されると共に現在施工されている恒久対策工事については、遺漏のないよう完了することを要望した。

施設周辺並びに管内住民の期待に沿うよう安定的に、かつ安全にごみ処理が行われるよう要望する。

施設運転に従事される職員並びに関係者に対しても作業の安全性等確保されるよう考慮され、企業体と十分な協議をするべきである。